



連帯保証人の責任について

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



質 問

私の知人がA社の代表取締役となっていますが、A社が金融機関から資金の借入をするにあたり、その知人からA社の借入金債務につき連帯保証人になるように頼まれました。連帯保証人になると、私はどのような責任を負うことになるのでしょうか。また、最近A社の業績が悪化しているという噂を耳にするのですが、仮りにA社が破産した場合、私の連帯保証債務はどうなるのでしょうか。

1 保証契約について

保証人は、債務者本人（以下「主たる債務者」といいます）がその債務を履行しないときに、その債務を履行する責任を負うものであり、保証債務の内容は、主たる債務の元本のみならず、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含します（民法446条1項、447条1項）。

保証は、主たる債務者の債務を担保する性質を有しているので、主たる債務に従属するものとされます。

保証債務には「附従性」という性質があり、主たる債務が存在しない場合には保証債務は成立せず、弁済等により主たる債務が消滅すれば保証債務も当然に消滅します。

また、保証債務には「随伴性」という性質があり、主たる債務が第三者に譲渡された場合、保証債務は主たる債務と一緒に第三者に移ります。

さらに、保証債務は、主たる債務者が履行しな

いときに初めて履行しなければならなくなる二次的な責任といえます。こうした性質を保証債務の「補充性」といい、その具体的な現れとして、債権者からの履行請求を受けた保証人は、まず主たる債務者に請求せよとの抗弁（「催告の抗弁」と呼ばれます。民法452条）、まず主たる債務者の財産に執行せよとの抗弁（「検索の抗弁」と呼ばれます。民法453条）を主張することができます。

同一の債務について複数の保証人がそれぞれ単純な保証債務を負担した場合、債務額は保証人の数に応じて分割されるのが原則です（民法456条、427条）。たとえば、主たる債務が1000万円の場合、保証人が2人であれば各保証人の負担する債務は500万円ずつということになります。これを、保証人の「分別の利益」といいます。

保証に関しては、保証人の意思確認が不十分であるために後日紛争を生じることや、親戚関係や友人関係から頼まれて義理で保証を引き受けて安易に契約をする危険があることから、平成17年の

民法改正により、保証契約は書面でなければその効力を生じないことになりました（民法446条2項）。したがって、改正民法が施行された平成17年4月1日以降に締結された保証契約は、その旨の書面が作成されないかぎり効力を生じないこととなります。

2 連帯保証について

連帯保証とは、あらかじめ合意で保証債務の補充性を排除するという特約のついた保証であり、連帯保証人は、債権者が保証債務の履行を請求してきた場合に、上記の催告の抗弁や検索の抗弁を主張することができません。

また、連帯保証には分別の利益が認められないので、連帯保証人が複数いる場合でも、各連帯保証人はそれぞれ主たる債務全額について履行する責任を負います。

以上のように、連帯保証は債権者にとって有利な点が多いので、通常取引において保証はほとんどが連帯保証の形で行われています。

3 求償権について

保証人は、主たる債務者が負う債務の最終的な負担者ではありませんから、主たる債務者に代わって弁済等をした場合、主たる債務者に対し、弁済額全部について求償、すなわち自ら債権者に対し弁済した金額の支払を請求することができます（民法459条1項、462条）。

保証人が主たる債務者から委託を受けて保証を行っていた場合、その保証人は、主たる債務者に対し、弁済があった日以後の法定利息及び避けられなかった費用（弁済金の振込手数料などが含まれます）その他の損害の賠償についても求償することができます（民法459条2項、442条2項）。

4 主たる債務者が破産した場合

主たる債務者が破産した場合、主たる債務者は、債権者に対し、当該債権者が破産手続に参加している限りにおいて、その破産手続開始決定時において有する財産（破産財団）から債権額に応じて配当をすればよく、主たる債務者が法人の場合、主たる債務者は配当額以上の金額については債権者に対し弁済する責任を当然に免れることになり

ます。

主たる債務者が個人の場合、破産決定後に免責許可の決定という制度が用意されており、この免責許可の決定が確定することにより、主たる債務者は、配当額以上の金額について債権者に対し弁済する責任を免れます。

連帯保証の場合、保証人は、主たる債務者が破産した場合にも、従前どおり債権者に対し保証債務の全額を履行する責任を負います。主たる債務者の破産手続開始決定の有無にかかわらず、債権者から保証債務の履行を求められた場合、保証人はそれを拒むことはできません。

単純保証の場合も、主たる債務者が破産した場合に保証人は責任を免れることはできません。また、主債務者の破産によって保証債務の補充性は失われます。すなわち、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたときは、保証人は債権者に対し催告の抗弁を主張することができず（民法452条但書）、検索の抗弁についても、保証人の側で主たる債務者に弁済をする資力があることを証明する必要があるため、主たる債務者が破産した場合は、当該抗弁を主張することもできなくなります。

5 本件の場合

あなたは、A社の負担する債務につき金融機関との間で連帯保証契約を締結した場合、金融機関から保証債務の履行を請求されれば、債務の全額を支払う義務があります。その場合、あなたの保証は連帯保証なので、債権者に対し、主たる債務者であるA社に先に請求したり、強制執行するように主張することはできません。

あなたが金融機関に対し保証債務を履行した場合、主たる債務者に対し、求償権の行使として、自己の支出した弁済金額に加え、弁済の日からの法定利息や振込手数料等の避けることのできなかった費用その他の損害の賠償を請求できることとなります。

仮りにA社が破産した場合、A社が破産により主たる債務の責任を負わなくなったとしても、連帯保証人であるあなたは、金融機関に対する支払義務を免れません。